

# 社会福祉法人学正会 特別養護老人ホームふるさとホーム 入居サービス 利用料金表 (2025年4月1日~)

## I - (1) 介護保険給付の対象となるもの

※加算については、事業所の体制や状況、及び、ご利用者個人の状況により変動があります。

(単位:円)

介護度区分	施設サービス費	日単位の加算						計	月単位の加算			月合計 (31日利用) 【1】	処遇改善関係加算【2】		月額利用料 (31日利用) 【1】+【2】
		日常生活継続支援加算	個別機能訓練加算(I)	栄養マネジメント強化加算	夜勤職員配置加算(I)	看護体制加算(I)	看護体制加算(II)		科学的介護推進体制加算(II)	個別機能訓練加算(II)	個別機能訓練加算(III)		①介護職員等処遇改善加算(I)	月合計の14.0%	
要介護1	5,890	360	120	110	130	40	80	6,730	500	200	200	209,530	①	29,330	238,860
要介護2	6,590	360	120	110	130	40	80	7,430	500	200	200	231,230		32,370	263,600
要介護3	7,320	360	120	110	130	40	80	8,160	500	200	200	253,860		35,540	289,400
要介護4	8,020	360	120	110	130	40	80	8,860	500	200	200	275,560		38,580	314,140
要介護5	8,710	360	120	110	130	40	80	9,550	500	200	200	296,950		41,570	338,520

## I - (2) 負担割合別 月額利用料

(単位:円)

介護度区分	月額利用料 (1割負担)	月額利用料 (2割負担)	月額利用料 (3割負担)
要介護1	23,886	47,772	71,658
要介護2	26,360	52,720	79,080
要介護3	28,940	57,880	86,820
要介護4	31,414	62,828	94,242
要介護5	33,852	67,704	101,556

## I - (3) その他の加算 ※ご利用者の状況によって、一覧以外の加算が算定される場合がございます。

(単位:円)

加算名	加算単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担	備考
初期加算	1日	300	30	60	90	最大30日間
外泊時費用	1日	2,460	246	492	738	月6日を限度
療養食加算	1食	60	6	12	18	最大3食分/日
口腔衛生管理加算	1月	1,100	110	220	330	(II)を算定の場合
安全対策体制加算	1月	200	20	40	60	入所初月のみ
ADL維持等加算	1月	300	30	60	90	(I)を算定の場合
協力医療機関連携加算	1月	500	50	100	150	(I)を算定の場合
褥瘡マネジメント加算	1月	300	30	60	90	(I)を算定の場合
感染対策向上加算	1月	150	15	30	45	(I・II)を算定の場合
退所時情報提供加算	1回	2,500	250	500	750	1回を限度

※その他の加算によって、上記処遇改善関係の加算が変動し、利用料が変わります。

## II 介護保険給付の対象とならないもの

※(月額は、31日で計算) (単位:円)

利用者負担限度額		食費		居住費	
日額	月額	日額	月額	日額	月額
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	300	9,300	0	0
第2段階	市民税世帯非課税で本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 等	390	12,090	430	13,330
第3段階①	市民税世帯非課税で本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円~120万円の方 等	650	20,150	430	13,330
第3段階②	市民税世帯非課税で本人の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方(第3段階以外の方) 等	1,360	42,160	430	13,330
第4段階	市町村民税課税世帯、第2段階・第3段階に属さない方	1,445	44,795	915	28,365

## III 料金に含まれない主なもの (原則、実費負担)

- (1) 病院受診代(回診・往診・訪問歯科代等を含む)
- (2) お薬代(上記において処方されたお薬等)
- (3) 訪問散髪代 (基本料金 ¥1,000/回)
- (4) 本人が希望して購入されるお菓子代
- (5) 本人が希望して購入されるような特別な日常生活品代
- (6) レク・外食レクなどで本人が特別に使用・飲食された物の実費

## IV 料金計算の方法

基本的には、

と

と

の中から、該当する月額料金を確認し、その3つの合計額が、1ヶ月の利用料となります。